

名古屋市における土・日曜日の クラブ活動の実施方針

令和 7 年 7 月 1 日版

名古屋市教育委員会

目次

I	はじめに	1
II	名古屋市の活動方針	2
III	土日クラブ活動の概要	
1	土日クラブ活動の特徴	2
2	スケジュール	3
IV	活動団体・指導者等	
1	活動団体	4
2	指導者等	4
3	教員の兼職兼業	4
4	団体登録制	5
5	モニタリング	6
6	指導者等の配置	6
7	保険の加入	6
8	事故・トラブル対応	7
V	活動場所	
1	中学校施設の使用	7
2	中学校施設管理者	8
VI	参加者	
1	参加者	8
2	参加方法	9
VII	専用ウェブサイト	
1	開設時期	9
2	コンテンツ	9
VIII	大会参加	10

I はじめに

中学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、名古屋市においてもスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、名古屋市においても部活動数の減少等影響が出始めています。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなります。

一方で、1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動など、生徒のニーズに応じた多種多様な活動機会の提供など、これまでの部活動になかった新たな価値の創出が求められています。

今後も生徒に豊かなスポーツ・文化芸術活動を継続して提供していくために、名古屋市では部活動の見直しに着手しました。そして、生徒のニーズや時代の変化に合わせて、生徒が多様な活動に主体的に参加できる機会を確保することを目的として、令和5年度に名古屋市の活動方針を策定しました。

本実施方針は、名古屋市の活動方針に基づき、具体的な実施内容を示したものです。

本実施方針をご活用いただき、さまざまなクラブ活動を行う団体に活動を提供していただくことにより、生徒にとって充実した活動となるよう願っています。

Ⅱ 名古屋市の活動方針

- 令和7年10月から、休日（土・日曜日）の部活動を見直し、活動は大会参加等のみとする。これに併せ、中学校施設を開放し、様々な主体によるクラブ活動を誘致する。
→**名古屋市における土・日曜日のクラブ活動（以下「土日クラブ活動」という。）の実施**
 - 令和6年10月から、平日の部活動を見直し、10月～3月の活動は週4日×1.5時間とする。
 - 平日の部活動については、今後、国の動向や休日の活動・地域人材の状況を踏まえ、地域活用を含めた見直しの検討を行うが、当面は、活動時間・日数の見直しに加え、外部人材の拡充等により、教員の負担軽減と指導者の育成を図る。
- ※ 祝日（土・日曜日を除く）は平日として扱う。

Ⅲ 土日クラブ活動の概要

1 土日クラブ活動の特徴

（1）運営団体・実施主体

中学校区や名古屋市内等におけるスポーツ・文化芸術活動を行う団体が運営団体・実施主体（以下「活動団体」という。）となり、生徒たちに活動の場を提供します。

（2）団体登録制

活動団体として活動するためには、団体登録をする必要があります。名古屋市教育委員会（以下「委員会」という。）が登録申請のあった団体に対し、団体要件を満たすか審査を行い、登録証の交付を受けた団体が登録団体となります。

（3）活動場所

土日クラブ活動の活動場所は、公共のスポーツ・文化施設、名古屋市立中学校の施設（以下「中学校施設」という。）等とします。中学校施設の使用を希望する登録団体は、専用ウェブサイトから申込みを行うことができます。

（4）参加場所

生徒はこれまで自分たちが通う学校の部活動に参加することが基本でしたが、土日クラブ活動は中学校区の枠を超えて、市内全域から自由に種目を選び、参加できます。

（5）専用ウェブサイトの構築・運営

生徒と活動団体をスムーズに結びつけるため、土日クラブ活動を一元的に管理する専用ウェブサイトを構築し、生徒が多様な活動の中から興味のある活動に気軽に参加申込できる環境をつくります。

(6) 月会費等

各団体の活動が持続可能なものにするため、活動は会費制とし、参加者にご負担いただきます。

(参考) 中学校部活動・土日クラブ活動比較表

区 分	中学校部活動	土日クラブ活動
運営主体	学校	多様な団体（登録制）
指導者	教員、外部顧問・指導者	多様な指導者、希望する教員（兼職兼業）
参加者	当該校の中学生	名古屋市内在住中学生（高校生等も参加可）
活動場所	学校施設	学校施設、公共施設、民間施設等
費用負担	部費（実費相当）	月会費等
保 険	日本スポーツ振興センター災害共済	自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険

2 スケジュール

令和7年9月末をもって、土・日曜日の部活動は大会参加等を除き実施なくなり、10月から土日クラブ活動を開始します。

項 目	令和7年度						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月以降
団 体 登 録	登録案内	申込受付・審査・承認メール					
専用ウェブサイト	専用ウェブサイトの構築				開設・各団体の活動メニュー等掲載準備		
学校施設使用申込					専用ウェブサイトから運動・体育館・特別教室等の使用申込		
生徒参加申込						専用ウェブサイトから参加申込	
土日クラブ活動							開始

Ⅳ 活動団体・指導者等

1 活動団体

参加する団体は、スポーツ・文化芸術団体、NPO法人、大学、民間企業等幅広い団体が想定されます。

また、保護者や卒業生等で指導を希望する方が複数名で協力し、活動団体を設立することも可能です。

2 指導者等

活動団体を設立又は運営するのではなく、指導者又は指導補助者（以下「指導者等」という。）として活動したい方は、専用ウェブサイトから直接活動団体にアプローチしていただきます。活動団体の情報は、専用ウェブサイトに掲載します。

3 教員の兼職兼業

土日クラブ活動への従事を希望する教員は、教育公務員特例法の規定にもとづき「教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がない」と任命権者において認められ、許可が得られた場合に、土日クラブ活動に従事することができます。上記の許可においては、土日クラブ活動への従事が、心身の健康に支障のないこと、信用失墜行為にあたらないことも要件となります。

なお、「名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針」では、許可を得ずに兼職兼業を行った場合には、減給又は戒告の懲戒処分が行われることとされています。

（１）対象活動

勤務校の属する中学校区(中学校ブロック)での活動に従事することはできません。
また、土・日曜日のどちらかの活動しか従事することはできません。

(2) 留意事項

兼職兼業制度を用いて従事する場合は、当該教員は勤務校の校長の了承を得る必要があります。そのうえで、兼職兼業先からの依頼状等を添え、兼職兼業願と副申を委員会に提出し、許可を得る必要があります。

4 団体登録制

土日クラブ活動は団体登録制とします。活動団体は、委員会に登録申請を行い、登録要件を満たしているかの審査を受け、登録証の交付を受ける必要があります。また、登録団体が活動を行うためには、活動要件を満たす必要があります。

(1) 登録要件

活動団体の登録を行うためには、次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 登録後1年以内に少なくとも1回はスポーツ又は文化芸術に関する活動機会（以下「活動メニュー」という。）を提供できること。
- イ 活動団体のスタッフは、責任者（18歳以上の者に限り、高校生は除く。）や指導者等含めて3名以上で構成すること。また、活動現場で指導をする指導者等は、原則として、2名以上であること。
- ウ 団体規約又はそれに準ずるものを定め、遵守していること。
- エ 登録の申請時点において当該活動団体に所属するスタッフのうち全ての指導者等は、委員会が指定する研修動画を視聴させ、当該研修動画の内容の習熟度を確認するテストに合格していること。

(2) 研修

4（1）エにある研修動画の研修内容は、思春期の子どもへの接し方、各種ハラスメント防止等中学生を指導するに当たり基本的かつ重要な項目とします。また、研修動画の他に委員会が指定する研修も受講していただきます。

(3) 活動要件

登録団体が活動を行うためには、次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 土日クラブ活動の参加対象者は名古屋市内在住の中学生（以下単に「中学生」という。）であること。ただし、主な参加者が中学生であるときは、中学生以外の者を含むことができることとする。
- イ 中学生に活動メニューを提供できること。
- ウ 活動メニューは土曜日又は日曜日に提供できること。ただし、平日の活動メニューは登録の対象外とする。
- エ 活動メニューの1回当たりの活動時間は3時間以内であること。
- オ 中学生を指導するに当たり、専門性や資質・能力を有する者が指導できること。
- カ 名古屋市立学校の教員が活動団体のスタッフに含まれている場合は、当該教員は勤務校の属する中学校ブロックでの活動に従事しないこと。

なお、登録要件や活動要件以外にも、活動団体として遵守すべき事項等があります。

(4) 登録申請方法

委員会が構築する専用ウェブサイトから登録申請を行います。

5 モニタリング

事故やトラブル等を未然に防ぐことを目的として、活動現場を予告なしに巡回し、適切に指導が行われているかどうかを厳しい視点で確認するスタッフを配置し、生徒が安心して活動に参加できる環境をつくります。

6 指導者等の配置

活動団体の構成員は3名以上とし、活動現場で対応をする指導者等は原則2名以上とします。

事故やトラブル等があった場合は、原則指導者等2名以上で連携して速やかに対応し、対象となる保護者及び活動団体の責任者等に報告を行うなど、適切に対処します。

7 保険の加入

学校管理下の活動である中学校部活動については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象でしたが、学校管理下外の土日クラブ活動については、当該災害共済給付の対象外となります。原則全ての活動団体は、指導者等や参加者に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入します。

8 事故・トラブル対応

土日クラブ活動の運営団体・実施主体は各活動団体となるため、原則活動中の事故やトラブル等の対応を含む管理責任は各活動団体が負います。

活動団体は、事故等が発生した場合は迅速に対応することとし、特に頭や胸を強く打った場合については、迷わずに 119 番通報を行います。

また、活動中におけるいじめ等の生徒間トラブルについては、活動団体と委員会で対応します。必要に応じて学校等と情報共有します。特にいじめを認知したときは、学校等と連携して問題に取り組めます。

V 活動場所

土日クラブ活動の活動場所は、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設、中学校施設等とします。

1 中学校施設の使用

(1) 対象

土日クラブ活動の登録証の交付を受けた団体は、専用ウェブサイトから中学校施設を使用するための申込みを行うことができます。なお、中学生が参加しない活動については使用できません。

(2) 施設

運動場、体育館、武道場、特別教室等（各学校により使用可能施設は異なります。）

(3) 備品等

中学校の備品（サッカーゴールや卓球台等）については一部を除き使用できます。

中学校の消耗品（ボールやラケット等）については原則使用できません。

なお、使用した施設や備品等は、活動団体が現状復帰します。また、活動団体及び参加者が持ち込んだ物については、必ず持ち帰ります。

(4) 日時

使用できる日時は、土・日曜日の午前 9 時～正午及び午後 1 時 30 分～午後 4 時 30 分とします。

(5) 使用料

施設名	使用料	備考
運動場	800円/回	
体育館	900円/回	冷暖房を使用する場合は、2,100円/回
武道場	900円/回	
特別教室等	600円/回	

(6) 申込方法

原則専用ウェブサイト上の中学校施設使用申込ページから、中学校施設の使用申込を行います。

申込開始の時期は、使用の日の属する月の2月前の1日からとし、申込開始時期の3日後に申込みを確定（申込が重複する場合は抽選）し、結果を通知します。

2 中学校施設管理者

土日クラブ活動を実施する中学校施設について、委員会が中学校施設管理者を手配し、鍵の開閉、施設や備品の安全確認等を行います。

活動団体は、施設や備品に不具合が認められたときは、中学校施設管理者に報告します。中学校施設管理者は、学校と情報共有します。

VI 参加者

1 参加者

(1) 対象

名古屋市内在住の中学生とします。ただし、主な参加者が中学生であるときは、中学生以外の方も参加できます。

(2) 生徒の活動基準

生徒の活動について、原則土・日曜日どちらか1日は休養日とし、1回の活動時間は3時間を上限とします。ただし、大会参加等で土・日曜日両方とも活動に参加する場合は、原則翌週の土・日曜日は休養日とします。

(3) 月会費等

各団体の活動が持続可能なものにするため、活動は会費制とし、参加者にご負担いただきます。なお、月会費等は各活動団体が設定し、参加者（保護者）が各活動団体に支払います。

経済的理由等により、参加が困難な生徒の保護者の負担を軽減するため、24,000円/年を上限として参加に要する費用の一部を名古屋市が支援します。
※ 令和7年度については、活動期間が令和7年10月～令和8年3月の6か月のため、支援の上限を12,000円/年とします。

2 参加方法

土日クラブ活動の参加方法については、原則専用ウェブサイトからの申込みとなります。

Ⅶ 専用ウェブサイト

土日クラブ活動を一元的に管理するために、専用ウェブサイトを構築し運営してまいります。

1 開設時期

開設は、令和7年8月

2 コンテンツ

(1) 団体登録申請ページ

団体登録を申請するページです。登録希望の団体はウェブサイト上で必要事項を入力等して申請していただきます。その後、順次委員会が審査・承認手続きを行います。

(2) 研修動画受講等ページ

団体登録の申請を行った活動団体の指導者等が、研修動画の受講及び確認テストを受験するページです。

(3) 活動内容掲載・参加者募集ページ

活動団体の情報や活動メニュー情報を掲載することができるページです。
参加者は、当該ページを閲覧し、興味のある活動に参加申込ができます。

(4) 寄付案内ページ

活動団体や指導者等としてではなく、寄付でご協力いただける方についてのご案内ページです。

(5) 中学校施設使用申込ページ

中学校施設の使用を希望する活動団体が、使用申込を行うページです。

VII 大会参加

土日クラブ活動を実施する活動団体は、種目によっては名古屋市中学校総合体育大会又は愛知県中学校総合体育大会に参加できます。参加の条件として、事前に愛知県中小学校体育連盟に加盟申請し、認可を受けること等が必要です。

また、大会に参加するに当たり、大会運営にもご協力していただきます。
詳細は、以下ウェブサイトにてご確認ください。

【愛知県中小学校体育連盟ウェブサイト】

<https://aitairen.jp/>